

阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務 委託仕様書

1 事業名

阿蘇立野ダム展望施設タテットを起点とした南阿蘇村周遊促進業務

2 業務目的

阿蘇の玄関口に位置する立野地域に新たに建設した阿蘇立野ダム展望施設タテット（以下、「タテット」という。）を起点として、南阿蘇村全体への誘客促進を図るとともに、タテットから村内周辺施設への周遊を促進する仕掛けづくりを行うことで、面的な周遊観光の構築、滞在時間の延長及び観光消費額の増加を目指す。

3 コンセプト

阿蘇の玄関口として、タテットだけでなく水源や阿蘇のジオなどの地域資源や観光施設などの情報発信及び仕掛けづくりを行うことで、南阿蘇村及び阿蘇地域全体の新たな魅力を発信できるような内容とコンセプトであること。

4 業務内容

（１）観光情報発信・プロモーション業務

タテット及び村内観光資源の魅力を対外的に発信し、認知度向上及び誘客促進を図る業務を実施すること。

（２）タテットを起点とした周遊促進業務

タテットを起点として村内周辺施設への周遊を促し、滞在時間の延長及び消費機会の創出を図る業務を実施すること。

（３）実施業務の効果検証

（１）、（２）で実施した業務結果をもとに、効果検証結果を報告すること。効果検証の指標は受託者が示された指標をもとに、最終的には本村と協議後に最終設定することとする。また、効果検証の結果を報告書にて提出すること。

なお、本業務における主なターゲットは九州管内を想定しているが、観光情報発信及びプロモーション業務の特性を活かし、九州管内にとどまらず全国への認知拡大を図るものとする。

4 履行期限

業務締結日の翌日から令和９年２月２６日（金）まで

5 成果物等の提出

受託者は、次のとおり成果物を制作し、提出すること。

なお、成果物の提出先は、南阿蘇村政策観光課とする。

(1) 提出物

事業実施成果報告書 1 式

(2) 提出期限

契約期間の終了日まで

(3) 納入場所

〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705 番地 1

南阿蘇村 政策観光課 政策係

6 特記事項

(1) 受託者は、本業務の執行に当たって、関係法令を遵守するとともに業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないこと。

(2) 本業務に係る成果物の権利（知的財産権等）は、南阿蘇村に帰属するものとする。

(3) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受託者が負うものとする。

(4) 本事業は、熊本県の「令和 8 年度（2026 年度）くまもと未来づくりスタートアップ補助金」を活用した事業であることから、制作物の中に「くまもと未来づくりスタートアップ補助金」を活用した事業であることを記載すること。

(5) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に定める業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、延滞なく委託者及び受託者が協議し解決する。